

愛知県屋外広告物条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

(更新許可の申請)

第三条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 屋外広告物安全点検報告書(様式第二の二)(許可期間の満了の前  
三月以内に実施した条例第十三条の二第一項の規定による点検に係る  
ものに限る。)

二 広告物又は掲出物件のカラー写真(許可期間の満了の前三月以内に  
撮影したものに限る。)

三 第一号の点検を条例第十三条の二第二項の規定により同項に規定す  
る者に行わせた場合にあつては、当該点検を行つた者が同項に規定す  
る者であることを証する書面

四 略

(点検)

第十一条の二 条例第十三条の二第一項の規定による点検の箇所及び項目  
は、別表第三に掲げるとおりとする。

2) 条例第十三条の二第一項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件  
は、次に掲げるとおりとする。

- 一 はり紙、はり札(これに類する広告物を含む。以下同じ。)及び広告  
旗(広告の用に供する旗をいう。以下同じ。)

二 条例第六条第一項各号、第二項第四号から第七号まで及び第三項第

旧

(更新許可の申請)

第三条 略

2 同上

- 一 屋外広告物自己点検報告書(様式第二の二)(許可期間の満了の前  
一月以内に実施した点検に係るものに限る。)

二 広告物又は掲出物件のカラー写真(許可期間の満了の前一月以内に  
撮影したものに限る。)

三 略

二号から第四号までに掲げる広告物又は掲出物件

三 条例第六条第四項、第七項又は第八項の規定に該当する広告物又は掲出物件

3| 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げる広告物又は掲出物件で高さが四メートルを超えるものとする。

一 広告板、広告塔及びアーチ

二 屋上広告板、屋上広告塔その他これらに類するもの

三 建築物又は工作物の壁面広告（映像又は塗料により建築物又は工作物の壁面に直接表示されるものを除く。）

四 建築物又は工作物の側面からの突き出し広告

五 アーケード広告

4| 条例第十三条の二第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する

一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士の資格を有する者

二 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の五

第一項に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者

三 前二号に掲げる者のほか、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者と同等以上の知識を有する者として知事が定める者

（除却した広告物等に係る公示の場所）

（除却した広告物等に係る公示の場所）

第十一條の三 略

(講習科目等)

第二十七條 略

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請によ

り、前項第三号に掲げる講習科目の受講を免除する。

一 建築士法第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者

二以下 略

3 略

(許可の基準)

第七條 条例第十一条の規定による規則で定める許可の基準は、別表第一のとおりとする。

新

別表第一 (第一条、第七條関係)

1 共通基準

一 及び二 略

三 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。

四く六 略

七 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないこと。

八 交通を妨害するような位置に表示し、又は設置していないこと。

九 略

2 個別基準

第十一條の二 略

(講習科目等)

第二十七條 略

2 同上

一 建築士法 (昭和二十五年法律第二百一十号) 第二条第一項に規定する

建築士の資格を有する者

二以下 略

3 略

旧

別表第一 (第一条、第七條関係)

1 共通基準

一 及び二 略

三 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないこと。

四く六 略

七 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。

八 交通を妨害するような位置に表示又は設置していないこと。

九 略

2 個別基準

- 一 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告その他これらに類するもの
  - (一) (三) 略
- (四) 建築物又は工作物の壁面広告
  - イ 広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部を塞がないこと。
  - ロ 以下 略
- (五) 以下 略
- 二 略
- 三 はり紙及びびり札
  - (一) 略
  - (二) はり紙は、容易に除却することができるような方法で表示し、全面にのりを付けて貼らないこと。
  - (三) 以下 略
- 四 広告旗
  - (一) 以下 略
- 五 略
- 六 広告幕（これに類する広告物を含む。）
  - (一) (三) 略
  - (四) 垂れ幕で建築物の窓の全部又は大部分を塞がないこと。
  - (五) 略
- 七 以下 略

別表第三（第十一條の二関係）

- 一 同上
  - (一) (三) 略
- (四) 同上
  - イ 広告物で建築物又は工作物の窓又は開口部をふさがないと。
  - ロ 以下 略
- (五) 以下 略
- 二 略
- 三 はり紙及びびり札（これに類する広告物を含む。以下同じ。）
  - (一) 略
  - (二) はり紙は、容易に除却できるような方法で表示し、全面にのりを付けてはならないこと。
  - (三) 以下 略
- 四 広告旗（広告の用に供する旗をいう。）
  - (一) 以下 略
- 五 略
- 六 同上
  - (一) (三) 略
  - (四) 垂れ幕で建築物の窓の全部又は大部分をふさがないこと。
  - (五) 略
- 七 以下 略

点検の箇所	点検の項目	
基礎部及び上部構造	一 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 二 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 三 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無	
支持部	一 鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間の有無 二 鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落の有無	
取付部	一 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無 二 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 三 取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常の有無	
広告板及び文字	一 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 二 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 三 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無	
照明装置	一 照明装置の不点灯及び不発光の有無 二 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 三 周辺機器の劣化及び破損の有無	
その他	一 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損の有無 二 避雷針の腐食及び損傷の有無	